

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人情報に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者への周知)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 受託者は、熊本市の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するために熊本市から引き渡され、又は自ら行うものとして取得した個人情報を、熊本市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために熊本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を、熊本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するために熊本市から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務が完了後直ちに熊本市に返還し又は引き渡し、若しくは熊本市の指示に基づき破棄又は消去するものとする。

(実地調査)

第10条 熊本市は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに熊本市に報告し、熊本市の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 熊本市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。